

寄宿方針（Boarding Policy）

改訂および用語について

方針見直し計画（Policies Review Schedule）に従い、または規制の変更に応じて改訂する。本書は英語版の日本語訳であり、解釈に相違がある場合は英語版を正とする。

所管：	教頭／寮務課長
版数：	第9版
法定方針／その他の方針：	その他
承認者：	校長・バーサー
施行日：	[2026年9月]
次回見直し日：	[2027年9月]
改訂理由：	寄宿学校のための国家最低基準（2022年）および最新のセーフガーディング指針に沿って再構成

目次

1. 目的
2. 寮生活の目標
3. リーダーシップと責任
4. 入寮手続・条件
5. 福祉と児童保護（セーフガーディング）
6. 医療ケア
7. 行動規範・期待される態度
8. 保護者との連絡・コミュニケーション
9. 宿舎設備とセキュリティ
10. 苦情対応手続
11. 監督・見直し

1. 目的

NMS 基準 1・2

本校は、寮生が学業面・社会面・個人の成長のいずれにおいても健やかに伸びていけるよう、安全で支えのある、多様性を受け入れる寮環境を提供することに尽力する。寮の運営は、「寄宿学校のための国家最低基準（National Minimum Standards for Boarding Schools、2022 年 9 月）」（以下「NMS」）および本校のセーフガーディング（児童保護）関連方針に従って行う。

本方針は、帝京ロンドン学園（以下「本校」）における寮の組織と運営について定めるものである。本方針は、すべての寮生、寮で勤務するすべての職員（臨時に当直を担当する者を含む）、および寮生に関わるその他すべての成人に適用される。本方針の目的は、寮で実際に行われていることを記述し、寮生・保護者・職員・査察官が、寮生がどのように保護・養育されているかを明確に把握できるようにすることにある。

本校は、いかなる児童に対しても、年間 295 日を超えて宿泊を提供しない。

日々の日課および寮規則は「学園生活に関する手引き（Pastoral Handbook）」（以下、ハンドブック）に定め、すべての寮生とその保護者に配布する。

2. 寮生活の目標

NMS 基準 1・3・18

本校の寮は、相互の尊重、開かれた姿勢、信頼を基盤とする。寮生の多くは日本をはじめ家族から遠く離れて暮らしており、寮は学期中の安心できる温かな家庭となることを目指す。寮においては、次のことを目標とする。

- ・ 危険、虐待、威圧、嫌がらせ、いじめから可能な限り守られた環境の中で、すべての寮生の福祉を守り、増進すること
- ・ 知的・精神的・道徳的・社会的・文化的な面から、人間としての全人的成長を促すこと
- ・ 一人ひとりの寮生を個人として尊重し、そのプライバシーを守るとともに、民族・文化・宗教・性別・障害の有無にかかわらず平等な機会を提供すること
- ・ すべての寮生が、困ったときだけでなく良い出来事も含めて、どの職員にも気軽に相談できる開かれた雰囲気をつくること
- ・ 体系的な学習時間（Study Time）を設け、寮生が学業上の力を伸ばせるようにすること
- ・ 年齢や成熟度に応じた多様な活動を提供し、個人的・社会的・文化的な成長を支えること
- ・ 自分自身、他者、周囲の環境に対する責任感、ならびにリーダーシップと協調性を育てること
- ・ 家庭とのつながりが寮生のウェルビーイングに不可欠であることを踏まえ、保護者と緊密に連携すること
- ・ 寮生活を楽しく前向きな経験とすること

本校は「2010 年平等法（Equality Act 2010）」を遵守する。寮職員は、各寮生の宗教上・食事に・言語上・文化上のニーズに配慮する。特別な教育的ニーズのある寮生には、学校で提供される支援と連動した支援を寮内でも行い、寮で計画する活動はすべての寮生が参加できるよう設計する。

3. リーダーシップと責任

NMS 基準 2・19・20・21

組織

寮に関する最終責任は校長（Head of School）が負う。寮の運営は寮務課長（Head of Boarding）が統括し、寮務課長は教頭（Deputy Head）に直属する。寮および福祉面の提供の有効性は、校長および帝京英国財団（Teikyo Foundation U.K.）が監督する。

- **寮務課長（Head of Boarding）** 寮の日常運営の統括、当直表の作成、寮関係記録の管理、保護者との連絡を担う。
- **男子寮責任者・女子寮責任者（Head of Boys'/Girls' Boarding）**：各寮の運営、寮生一人ひとりの生活面のケア、当直職員の監督を担う。現状、男女同寮のため寮務課長（Head of Boarding）が兼任とする。
- **寮監（Boarding duty staff）**：寮生のケアと監督を担う。

寮監に懸案事項がある場合は、まず直属の上司に相談する。解決しない場合は校長に判断を仰ぐ。ただし、セーフガーディング上の懸念は、第 5 節に定めたとおり、必ず指定セーフガーディング責任者（DSL）に直接報告する。

すべての寮職員の職務

- NMS および本校のセーフガーディング・児童保護方針を理解し、その原則を守ること。
- 担当する寮生一人ひとりのニーズ、長所、置かれた状況を把握し、毎朝の打合せ等を通じて、必要な情報を必要な職員と共有すること。
- 緊急時における自らの役割を理解し、「安全衛生方針（Health & Safety Policy）および火災安全の方針（Fire-Policy-and-Fire-Safety-Procedures）」、「生徒がいなくなった時の方針（Missing Student Policy and Procedure）」に従うこと。
- 本校の価値観を寮内で浸透させ、寮生の間に互いを思いやる共同体としての責任感を育てること。
- 「生徒指導・賞賛・懲戒に関する方針（Behaviour, Reward & Sanction Policy）」を公正に運用し、いじめや不適切な行為は Records に記録すること。

職員配置・監督・採用

すべての寮職員には職務内容を反映した職務記述書があり、着任時研修に加え、セーフガーディング、応急手当および防火安全に関する研修を定期的に受ける。毎晩、少なくとも 1 名の職員が寮で当直にあたり、少なくとも 1 名が夜間寮内に宿泊する。寮生にはその日の当直者が知らされ、夜間に職員へ連絡する方法を知っている。

職員の居住区域は、専用の寝室・洗面設備を備え、寮生の居住区域から分離されており、不適切な一対一の接触を避けられる位置にある。寮生は職員の居住区域に立ち入ってはならない。

すべての職員は、「教育における児童の安全確保（Keeping Children Safe in Education）」（以下「KCSIE」）および本校の安全な採用に関する方針に従って採用され、禁止者リストの照会を含む拡張

DBS チェックを受ける。本校に雇用されていないが敷地内に居住する成人については、居住条件を定めた書面による合意を交わす。訪問者（請負業者を含む）は、保守点検、福祉（児童保護・支援）、または緊急事態の目的で必要であり、かつ適切な監督下にある場合を除き、寮生の寝室への立ち入りは許可されません。

寮生によるリーダーシップ

寮生の中からキャプテンを、寮職員による応募・選考を経て、寮生の意見も踏まえて任命することがある。彼らには明確な役割が与えられ、寮務課長と定期的に会合を持つが、他の寮生に懲戒を科す権限は与えられない。ボーディング・キャプテン（寮生代表）は、生活指導・ケア（パストラルケア）上の責任に関するガイダンスを受けており、福祉（児童保護）上の懸念事項がある場合は、直ちに寮スタッフへ報告・手配しなければなりません。ボーディング・キャプテン（寮生代表）は、生活指導・ケア（パストラルケア）上の責任に関するガイダンスを受けており、福祉（児童保護）上の懸念事項がある場合は、直ちに寮スタッフへ報告・手配しなければなりません。

4. 入寮手続・条件

NMS 基準 11・22・23

寮への受入れは本校の入学手続を通じて決定する。入寮時に、本校は寮生を安全にケアするために必要な情報を収集する。これには、既往歴、食事その他のニーズ、緊急連絡先、および保護者の同意（医療処置、校外活動、写真使用）が含まれる。保護者は同意書（Boarding Agreement）に署名し、入寮時にハンドブックを受け取る。

オリエンテーション

新入寮生は到着時にオリエンテーション・プログラムに参加する。内容は、寮および校内の案内、防火安全・避難手順、主要職員の紹介、寮規則と日課の説明、校内外の相談先に関する情報である。寮務課長は最初の学期中に新入寮生と個別面談を行う。

ガーディアンおよび移動

保護者が英国外に居住する寮生で長期休業中にホームステイ等を行う場合は、保護者が手配を行う。寮務課長と学園事務担当はその取り決めが整っており適切であることを確認し、滞在先の代表者の氏名、住所、連絡先、移動手段を記録する。寮生が寮を離れる際の送迎・移動については、保護者の同意の上、本校が手配を行う。本校は寮生のための下宿やホームステイの手配は行わない。

5. 福祉と児童保護（セーフガーディング）

NMS 基準 8・11・13・16・17

本校は、KCSIE（最新版）、「児童を守るための協働（Working Together to Safeguard Children）」（2023 年）、および本校のセーフガーディング・児童保護方針に従う。同方針は寮にも全面的に適用される。寮生の福祉について懸念を持った職員は、遅滞なく DSL に報告しなければならない。職員には、児童の福祉が危険にさらされている可能性がある事案をすべて報告する義務がある。

寮職員は、着任時にセーフガーディング研修を受け、少なくとも年 1 回最新情報の研修を受ける。

職員の行動規範

職員は親に代わる立場で寮生をケアする。寮生との関係は、適正であるだけでなく、適正であると外から見てわかるものでなければならない。特に次の点を守る。

- ・ 体罰は一切行わない。
- ・ 異性の寮に入る際は、異性の寮生が使用する更衣室・浴室・トイレには、緊急時以外立ち入らない。
- ・ 寮生の入浴時・着替え時にはプライバシーを尊重し、寮生が着替えている部屋にとどまらない。
- ・ 繊細な内容について寮生と話す場合は、開かれた、または外から見える場所で行い、施錠した部屋では行わない。寮務課長に報告し、記録を残す。
- ・ 身体的接触は、動揺した寮生を適切な方法で落ち着かせる場合や応急手当を行う場合を除いて避け、可能な限り他の成人から見える場所で行う。

オンラインの安全

寮生のインターネット利用は、「オンライン安全および適正利用方針（Online Safety and Acceptable Use Policy）」に従ってフィルタリングおよびモニタリングされる。

いじめ

いじめ防止方針は寮にも同様に適用される。寮では、一日の終わりに家に帰ることができないため、いじめから逃れにくくなることを職員は認識しており、その兆候を見分けるための研修を受けている。すべての事案は記録され、フォローアップが行われ、寮務課長および教頭に報告される。

行方不明の寮生

職員は常に寮生の所在を把握していなければならない。点呼は起床時、帰寮時、夜の学習時間、就寝前に行い、寮生は校外に出る際に外出・帰寮の記録をしなければならない。寮生の所在が確認できない場合、職員は「生徒がいなくなった時の方針（Missing Student Policy and Procedure）」に従う。

相談できる人

寮生には、寮職員、担任、DSL、養護教諭、カウンセラーなど、助けを求められる相手が周知される。チャイルドライン（Childline：0800 1111）および児童コミッショナーの相談窓（0800 528 0731）の連絡先は各寮に掲示する。独立した権利擁護（アドボカシー）支援を必要とする寮生には、その利用を支援する。

寮生の意見

寮生の意見は、週1回の寮執行部会議、年1回の学園生活アンケート、意見箱を通じて聴取する。懸念や提案を伝えたことで寮生が不利益を受けることは決してなく、その結果何が改善されたかが寮生に伝えられる。

6. 医療ケア

NMS 基準 7

寮生の健康とウェルビーイングは最優先事項である。すべての寮生は地域の GP（かかりつけ医）[診

療所名 Threeways surgery]に登録し、必要に応じて職員が予約を取り、歯科・眼科を含めて受診に付き添う。言語面での支援が必要な場合は、職員が日本語でのコミュニケーションを補助する。授業日中の応急手当・医療ケアは養護教諭／応急手当担当者(First Aid 受講者)が行う。

各寮の当直職員は、有効な応急手当資格を有する。医薬品は寮監室に安全に保管し、投薬はすべて記録する。規制薬物 (controlled drugs) は施錠された保管庫で管理し、Medical Records に記録する。定期的な服薬をする 16 歳以上は、薬の種類によっては自ら薬を管理することを認める場合がある。詳細は「応急処置に関する方針 (First Aid Policy)」・「医薬品管理に関する方針 (Administration of Medicines Policy)」に定める。

体調を崩した寮生は指定の SICK BAY で休養し、職員が定期的に様子を確認する。重い病気、けが、病院受診があった場合は速やかに保護者に連絡し、医療情報は知る必要のある職員とのみ共有する。

メンタルヘルスとウェルビーイング

職員は、睡眠、食事、学習と休息のバランスなど健康的な生活習慣を促す。寮生のメンタルヘルスに関する懸念は真剣に受け止め、セーフガーディングの指針に従って秘密を守りつつ、寮生本人、保護者、医療専門家と連携して対応する。寮生はカウンセリング支援を利用できる。寮環境で安全に提供できる以上の支援が必要な場合、本校は一時的に寮を離れる措置をとることがある。寮生は、資格を有する専門家と相談の上、支援環境を整え、寮に戻る。寮生の福祉、健康、またはセーフガーディング (児童擁護) 上のニーズを支援するために必要と認められる場合、個別リスクアセスメントが実施されることがあります。これらは福祉担当官および DSL (セーフガーディング責任者) との協議の上で作成されます。

7. 行動規範・期待される態度

NMS 基準 5・15・16・17

本校の「生徒指導・賞賛・懲戒に関する方針 (Behaviour, Reward & Sanction Policy)」は寮にも全面的に適用される。これらはオリエンテーションで寮生に説明し、年間を通じて繰り返し確認する。寮生は、互いに、また職員に対して礼儀正しく接し、日課を守り、寮での共同生活に責任を持つことが求められる。

良い行いは認められ、表彰される。懲戒は公正かつ相応で一貫して適用され、記録される。体罰は一切行わない。所持品検査および没収は、「1996 年教育法第 550ZA 条」に則った所持品検査・没収方針に従い、身体的介入は合理的な力の行使に関する本校の方針に従う。寮内への持ち込み物品の注意事項は入学案内資料およびハンドブックに掲載する。

所持品と金銭

寮生は自分の所持品に責任を持ち、他人の所持品を尊重しなければならない。窃盗、器物損壊、他人の物の無断使用は重大な懲戒事案であり、直ちに職員に報告しなければならない。各寮生には貴重品用の施錠できる収納が用意され、職員室で金銭や貴重品を預かることもできる。

校外への外出

寮生は許可を得て校外に出ることができる。外出する際は出発・帰寮時間、行先、連絡先を外出届に記入し、寮監に提出する。学年ごとの外出許可の範囲はハンドブックに示す。寮生が保護者と外出する場合は、事前に寮務課長と合意しなければならない。

8. 保護者との連絡・コミュニケーション

NMS 基準 11・12

寮生の家族の多くは、英国より 8～9 時間進んでいる日本に住んでいる。寮生は、プライバシーが保たれた環境で、かつ常識的な時間帯に保護者や家族と連絡を取ることができます。

保護者には、寮務課長および各寮の職員の氏名と連絡先を知らせる。本校は日常の連絡を通じて寮生の成長と様子を保護者に伝え、病気、けが、重大な事案、または大きな懸念がある場合は速やかに連絡する。

9. 宿舎設備とセキュリティ

NMS 基準 4・5・6・9・10

宿舎

本校の寮は、学園キャンパス内にある。居室は個室で、年齢と性別に応じて割り当て、適切なプライバシーが確保されるよう配慮する。障害のある寮生には合理的配慮を行う。寮生は自室を自分らしく整えることができ、寮生は、給湯設備のあるトイレ・洗面設備、コモンルーム、静かに学習できる場所を利用できる。居室や設備の不具合は寮職員に報告し、施設担当が速やかに対応する。

食事

寮生には、質・量ともに十分で栄養のある食事を提供する。特別な食生活上・医療上・宗教上のニーズにも対応する。飲料水は常に利用でき、決められた時間に軽食や飲み物を用意することができる。食事については寮生の意見を定期的に聴取する。

セキュリティ

寮は寮生専用である。通学生および来訪者は、職員の許可がある場合に限り寮に立ち入ることができ、入退出を記録しなければならない。各寮への出入りはテンキーで管理し、寮生は異性の寮に立ち入ってはならない。

安全衛生と防火

寮は安全衛生方針の対象であり、定期的に点検される。校外での寮活動については書面によるリスクアセスメントを実施し、その都度作成する。緊急時に寮生を別の場所へ移す場合の対応は、「緊急計画について (School Emergency Planning)」に定める。

本校は 2005 年規制改革 (防火安全) 命令 (Regulatory Reform (Fire Safety) Order 2005) を遵守する。新入寮生には到着時に避難経路を案内し、避難手順は全室に掲示する。避難訓練は寮の時間帯に各学期少なくとも 1 回実施し、そのうち年 1 回以上は夜間に行い、記録する。

活動と自由時間

寮生は、夜間および週末に、スポーツ、文化体験、校外見学などの計画された活動と自由時間をバランスよく過ごす。寮生は、職員および保護者の適切な許可を得て、友人宅を訪問したり地元の店に出かけたりすることができる。

10. 苦情対応手続

NMS 基準 13・14

寮生は、寮職員や教員への相談、寮執行部会議や意見箱、第5節に記載した外部の相談窓口など、さまざまな方法で懸念や苦情を伝えることができる。その方法はオリエンテーションで説明し、すべての苦情は真剣に受け止められ、寮生にはその結果が伝えられる。

保護者からの苦情は本校の「要望等の手続き (Complaints Procedure)」に従って対応する。同方針は、本校ウェブサイトに掲載するほか、保護者は管理職に直接連絡することもできる。

寮務課長は、寮に関するすべての苦情、講じた措置およびその結果を Records に記録し、傾向を把握するため定期的に見直す。

11. 監督・見直し

NMS 基準 2

寮務課長は学期ごとに管理職に寮の状況を報告し、校長は少なくとも年1回、設置者・理事会等に寮と福祉の状況を報告する。監督にあたっては、寮生および保護者の意見、事案・懲戒・苦情の記録、リスクアセスメントおよび避難訓練の結果を活用する。

本校は、NMS が求める記録を保管する。これには、寮生名簿、懲戒、苦情、事故・負傷、投薬、避難訓練、寮生の所在不明事案、寮への来訪者の各記録が含まれる。

本方針は、寮務課長および教頭が毎年見直し、校長が承認する。規制や寮の運営体制に変更があった場合は、期限を待たずに見直す。職員は職員用共有ドライブで、保護者は本校ウェブサイトで本方針を閲覧できる。